

群馬県邑楽町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 議員の資質向上に向けた取り組み

邑楽町議会では、議員の資質向上に向けた取り組みとして、群馬県町村議会議長会及び邑楽郡町村議会議長会主催の議員研修等へ積極的に参加している。また、各常任委員会で視察に関するテーマを定め、先進自治体における取り組みを調査し、邑楽町の政策づくりに反映できるように、各常任委員会合同（全議員）で、実施している。令和元年に行った合同視察研修では、議会改革の先進地である桐生市議会で調査と研修を行い、議会活動の活性化に取り組んでいる。

(2) 邑楽町議会基本条例の制定に伴う議決事件の追加

令和 2 年 6 月に制定された邑楽町議会基本条例で、これまで町の重要な計画に関する議決事件は「邑楽町総合計画基本構想」のみであったが、新たに「邑楽町総合計画」をはじめとした 7 つの重要な計画、計画期間が 3 年以上の計画の制定、変更、廃止をする場合も議決を要するとして議決事件に追加し、監視機能の強化を行った。

(3) ICT 化の推進

「町民に分かりやすい開かれた議会」の実現と効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化などさらなる議会改革により町民に信頼される議会を目指し、令和 3 年 7 月開催の全員協議会からタブレット端末とペーパーレス会議システムを導入した。令和 4 年度中には、議案等の会議資料の完全なペーパーレス化を予定している。タブレット端末の導入により、行政からの最新情報を瞬時に共有することができるだけでなく、議員同士の連絡をはじめ、行政や事務局との連絡を効率化することができるようになった。この共有された最新の情報を活かした政策や行政の課題解決など議員としての意識が相乗効果で高まっていくことにも期待が持てる。また、各議員に貸与したタブレット端末により、災害等が発生した際にも、各議員が地元の被災状況などの情報収集を行え、連携を図ることが可能である。いずれは、オンライン会議など ICT の効果を最大限に活かした議会運営に取り組んでいく。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 中学生参加による子ども議会の開催

邑楽町の未来を担う中学生を対象に、議会制民主主義の理解、行政への信頼感の向上、さらには町への愛着を図ることを目的に子ども議会を開催している。中学生が、議長や議員となり、実際の本会議と同じ形式で、一般質問を行い、町執行部が答弁を行う。この子ども議会の体験を通して、政治、行政への参画意識の醸成と政治教育の拡充の機会としている。

(2) 住民への議会情報の発信

住民が、本会議の傍聴を行いやすいように、議会のホームページで事前に、会期日程案や一般質問通告案(質問の開始予定時間を表記)を掲載し、本会議当日も町執行部が管理している Twitter で、議会の開催情報を周知している。本会議終了後は、提出議案の議決結果や請願の採択の結果、本会議の録画配信、会議録、議会だより等をホームページに掲載している。

新型コロナウイルス感染症対策で議会傍聴席の人数制限を行っているが、令和 4 年 3 月から議会棟の休憩スペースに大型モニターを設置し、傍聴席に入ることができなかった方でも傍聴できるようにしている。

(3) 住民報告会・意見交換会の実施

令和 2 年 1 月に、邑楽町にあった議会改革を行うために、町民アンケートと住民報告会・意見交換会を実施した。意見交換会でいただいた住民からの意見は、後日、議会改革を所管する議会運営委員会、全員協議会で内容が精査され、今後の議会改革につながるように、意見のとりまとめを行った。

(事績 3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

(1) 邑楽町議会災害対応指針及び災害対応時組織体制図の整備

令和 2 年 6 月 11 日に制定された邑楽町議会基本条例第 3 条の「災害対応」規定に基づき、風水害や地震などの大規模災害発生時における議会や議員の対応を明確にするため、令和 2 年 10 月 19 日の全員協議会で、「邑楽町議会災害対応指針」及び「邑楽町議会災害対応時組織体制図」を整備した。これに伴い、町に災害対策本部が設置された場合、町と連携しながら被災者の迅速な救援と災害の復旧が行えるように、議会として支援できるような体制を確立した。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する政策提言

緊急事態宣言が発令後、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見られない中、令和 2 年 4 月 30 日に、各議員が町民から意見を聴取し、医療に関すること、子どもに関することなど 7 分野・17 項目の「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書」を町執行部へ提出した。

また、同年 12 月に、邑楽町内の新型コロナウイルス感染症の感染者が、増加してきたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の罹患者等に対して、不当な差別や偏見を受けることがないように、「邑楽町新型コロナウイルス感染症患者等の人権擁護に関する条例」を制定した。